



医療・介護・保育分野における有料職業紹介事業者の皆さんへ

「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者の認定制度」を創設しました



適正な紹介事業者の見える化

この制度を通じ、それぞれの分野で適正な有料職業紹介事業者を「見える化」します。

求人者は、職業紹介事業者を利用するときに、サービスの内容や品質、その費用等を予め把握し、法令遵守をはじめ一定の基準を満たした適正な事業者を選択できるようになることが期待されます。



認定取得のメリット

- 認定取得すると、各分野の認定マークを使って、求人者などに適正事業者であることをPRできます。
- 認定事業者は特設サイトで公表されます。

認定マーク

特設サイト



申請条件

- ・有料の職業紹介事業を行っている事業者の方
- ・認定申請する分野の施設に対して、少なくとも1つ以上の職種について、直近の過去2年度連続で、年間5件以上の入職実績（無期雇用）があること ※職種は下記の表を参照

医療分野	医師、看護職、リハビリテーション専門職、医療技術者、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士、看護助手・歯科助手、栄養士・管理栄養士
介護分野	介護職、リハビリテーション専門職、介護支援専門員、生活・支援相談員、機能訓練指導員、栄養士・管理栄養士、医師、看護職
保育分野	保育士

詳しくは特設サイト「医療・介護・保育分野等における職業紹介事業の適正化に関する協議会」へ

厚生労働省委託事業 「医療・介護・保育分野等における職業紹介事業の適正化に関する協議会」
受託運営事務局 一般社団法人 日本人材紹介事業協会内HP

医療介護保育 適正

検索

